

東日本大震災により被害を受けられた方へ (所得税関係)

この度の東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。
東日本大震災（以下「大震災」といいます。）により被災された方については、所得税に関して、次のような税制上の措置があります。

このほか大震災により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた方については、『東日本大震災により被害を受けられた個人事業者の方へ』[所02](#)をご参照ください。

(注)「東日本大震災」とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいいます。

	税制上の措置	概要	ページ
1	申告・納付等の期限延長	申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。	1ページをご参照ください。
2	所得税の軽減又は免除	住宅や家財などに損害を受けた方は、所得税の軽減又は免除を受けることができます。	2ページをご参照ください。
3	源泉所得税の徴収猶予・還付	上記2に該当する方は、給与・公的年金・報酬料金に係る源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。	
4	住宅借入金等特別控除の特例	大震災で住宅が滅失等した場合でも、引き続き、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。	3ページをご参照ください。
5	財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等の非課税	大震災で被害を受けたことにより、払出しを受ける方は、その払出しに係る利子等は課税されません。	
6	納税の猶予	財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方は、納税の猶予を受けることができます。	4ページをご参照ください。
7	予定納税額の減額	所轄税務署から予定納税額を通知された方は、予定納税額の減額を申請することができます。	

【所得税以外の税制上の措置】

大震災により自動車廃車となった場合の自動車重量税の特例還付や、買換車両に係る自動車重量税の免税	自動車重量税の還付・免税に関するパンフレット 自重税01 をご参照ください。
大震災により被害を受けた方が作成する「消費貸借契約書」（金銭借用証書）、「不動産譲渡契約書」、「建設工事請負契約書」の印紙税の非課税	印紙税の非課税措置に関するパンフレット 印紙01 をご参照ください。

1. 申告・納付等の期限延長

大震災により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。

これには、地域指定による延長と個別の申請による延長があります。

① 地域指定による延長

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の納税者の方は、平成23年3月11日以降に到来する全ての国税の申告・納付等の期限が延長されています（お手続きは必要ありません。）。

なお、延長後の期限は、別途国税庁ホームページ等でお知らせします。

(注)平成22年分の所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税などの申告・納付期限が延長されています。

② 個別の申請による延長

上記①以外の地域の納税者の方についても、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を税務署に提出することにより、災害がやんだ日^(注)から2か月以内の範囲で申告・納付等の期限が延長されます。

(注)「災害がやんだ日」とは、申告・納付等をするのに差し支えないと認められる程度の状態になった日をいいます。

このパンフレットに関するご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお気軽にお問い合わせください（4ページの「お手続きのサポートのご案内」をご参照ください。）。

2. 所得税の軽減又は免除

大震災により住宅や家財などに損害を受けた方は、①損害金額に基づき計算した金額を所得から控除する方法（所得税法に基づく「雑損控除」といいます。）、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で、所得税の軽減又は免除を受けることができます。

なお、大震災により被害を受けた方については、平成 22 年分又は平成 23 年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法								
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産 （棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産 [※] は除かれます。）	住宅や家財 ただし、損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上であることが必要です。								
控除額の計算又は所得税の軽減額	控除額は次の①と②の算式で計算した金額のうち、いずれか多い方です。 ① $\frac{\text{損害金額} - \text{保険金等で補てんされる金額}}{\text{所得金額の10分の1}}$ ② $\frac{\text{上記差引損失額のうち災害関連支出の金額}}{5\text{万円}}$ ※「災害関連支出」とは、災害により滅失した住宅・家財を除去するための費用等です。	所得税の軽減額等は次のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>その年の所得金額</th> <th>所得税の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年の所得金額	所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その年の所得金額	所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	その年の所得金額から控除しきれない控除額は、翌年以後5年間に繰り越して、各年の所得金額から控除できるとされました。	・ 損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。 ・ 減免を受けた年の翌年以降は、減免は受けられません。								

（注）「生活に通常必要でない資産」とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいい、これらの資産についての災害等による損失は雑損控除の対象とはなりません。その年か翌年に総合課税の譲渡所得があれば、その所得から控除できます。

雑損控除の計算において、住宅や家財、車両について個々に損失額を計算することが困難な場合には、「損失額の合理的な計算方法」により計算することができます。『東日本大震災により被害を受けられた方へ（雑損控除における「損失額の合理的な計算方法」）』[所03](#)をご参照ください。

お手続きの方法

所得税を軽減免除する年分	確定申告の有無	お手続き	ご用意いただく書類など
平成 22 年分	確定申告を済ませている方	平成 22 年分の更正の請求	① 被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの ② 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの ③ 被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの ④ 市町村から交付された「り災証明書」 ⑤ 所得税が還付となる方は、還付金振込先の金融機関名及び口座番号の分かるもの ⑥ 平成 22 年分の確定申告書の控え
	確定申告を済ませない方	平成 22 年分の確定申告	上記①～⑤の書類のほか、平成 22 年分の所得金額や所得控除額の分かる書類（源泉徴収票や社会保険料控除証明書など）
平成 23 年分		平成 23 年分の確定申告	上記①～⑤の書類のほか、平成 23 年分の所得金額や所得控除額の分かる書類（源泉徴収票や社会保険料控除証明書など）

（注）1. ご用意いただく書類などの説明もございますので、税務署へ相談にお越しになる前にお電話ください。
2. 被災されて上記の書類などをお持ちでない方は税務署にご相談ください。
3. 上記のお手続きには、それぞれ期限があります。

6. 納税の猶予

大震災により財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方については、税務署に「納税の猶予申請書」を提出し、その承認を受けることにより、次の期間について納税の猶予を受けることができます。

① 損失を受けた日に納期限が到来していない国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税	納期限から1年以内

(注) 1. 災害がやんだ日から2か月以内に申請することが必要です。

2. この猶予を受けても、なお納付することが困難と認められる国税については、下記②の猶予を受けることができます。

② 既に納期限の到来している国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
一時に納付することが困難と認められる国税	原則として1年以内

(注) 上記猶予期間中にやむを得ない理由によって納付することが困難な場合は、さらに1年間、猶予期間の延長を受けることができます。

7. 予定納税額の減額

所轄税務署から予定納税額を通知された方で、大震災により事業用資産や住宅家財などに損害を受け、平成23年6月30日の現況で計算した申告納税見積額が、予定納税額の通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。予定納税額の減額を申請する方は、「予定納税額の減額申請書」を、7月15日までに税務署に提出してください。なお、この申請書の提出期限についても、期限延長の対象となります(1ページの「1. 申告・納付等の期限延長」をご参照ください)。

～ 見舞金等を受け取られた場合について ～

個人又は法人から見舞金や災害義援金を受け取られた場合には、その見舞金等がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係などに照らし社会通念上相当と認められるものについては、贈与税及び所得税の課税の対象とはなりません。

お手続きのサポートのご案内

☞ 電話相談・税務署窓口でのご相談

このパンフレットのお手続きの内容や期限などに関し、ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお気軽にお問い合わせください(住所地の所轄税務署以外の税務署でも、ご相談を受け付けています)。

税務署窓口でのご相談は、お待ちいただくことなくご相談に対応できるよう、お電話等で事前に相談日時等をご予約いただいています。

ご予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いいたします。

【電話相談・税務署開庁時間/午前8時30分～午後5時(土日祝、年末年始(12/29～1/3)を除く)】

(注) 1. 仙台国税局、関東信越国税局及び東京国税局管内の税務署に電話をおかけになる場合には、自動音声案内にしたがって専用番号「0(ゼロ)」を選択してください(それ以外の国税局管内の税務署の場合は「1」番を選択してください)。

2. 大震災の影響により、一部、仮庁舎で執務を行っている税務署があります。また、大変多くの納税者の方が還付手続をされることが予想されるため、還付金のお支払いまで時間がかかる場合があります。皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解の程よろしくお願いたします。

☞ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】

国税庁ホームページには、大震災により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式などを掲載しています。

また、大震災の影響に伴う税務署の執務の状況等をお知らせしています。

※ このほか、大震災への対応(各府省庁等の震災関連情報)については、首相官邸ホームページ(www.kantei.go.jp/saigai)をご覧ください。